

# 食品安全情報（化学物質） No. 3/ 2012（2012. 02. 08）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### 【EC】

1. 食品照射
2. 食品獣医局（FVO）視察報告書
3. 遺伝子組換え食品及び飼料と環境リスクについての常設委員会
4. ガイダンス文書（残留農薬）：残留農薬データの妥当性評価と品質管理
5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### 【EFSA】

1. EFSA の 10 周年を迎え新しい科学戦略を発表
2. EFSA は GM 動物由来食品及び飼料のリスク評価と、それに関連する動物の健康と福祉についてのガイダンスを発表
3. 単離大豆タンパク質と血中 LDL コレステロール濃度低減に関する健康強調表示の立証についての科学的意見
4. 香料グループ評価

### 【FSA】

1. 外食の際の心配は食品衛生
2. FSA は科学と根拠の優先順位を発表
3. 多動と関連する色素を含まない製品更新

### 【MHRA】

1. プレスリリース：未承認ハーブレメディは肝臓や臓器に傷害を与える可能性がある
2. 消費者は未承認バターバー(*Petasites hybridus*)ハーブレメディを使用しないように

### 【COT】

1. 2012 年 2 月 7 日の議題とペーパー

### 【CRD】

1. 食品中残留農薬に関する専門委員会(PRiF)：2011 年残留農薬モニタリング結果

### 【RIVM】

1. アレルギー予防のための良くある介入戦略は実行可能か？

### 【FSAI】

1. 戦略 2012~2015 年の FSAI 声明の発表
2. アイルランドにおけるメニューへのカロリー表示

### 【FDA】

1. FOODFACT ダイエタリーサプリメント：あなたが知っておく必要のあること
2. オレンジジュース製品とカルベンダジム：ジュース製品協会への FDA の文書への補遺
3. 警告文書（2012 年 1 月 24 日、31 日掲載分）

### 【TGA】

1. 医薬品安全性情報 Volume 3, Number 1, February 2012
2. 安全性警告

### 【香港政府ニュース】

1. 5 食品が安全性検査に不合格

### 【KFDA】

1. 日本原子力発電所関連の食品医薬品安全庁の対応管理動向（20）
2. 食品医薬品安全庁、旧正月迎え、「健康機能食品」正しい購入のコツを案内

## 【HSA】

1. HSA は違法な性機能増強用健康製品に関連する重大な有害事象について警告

## 【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(WHO 紀要) 経済的評価対象となる予防介入を同定するためのリスク因子の優先順位付け

---

●欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

### 1. 食品照射

Food Irradiation

[http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/index_en.htm)

#### 食品照射年次報告書 2010

[http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/docs/annual\\_report\\_2010\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/docs/annual_report_2010_en.pdf)

イオン化放射線照射食品及び食品原料に関する欧州議会及び理事会指令 1999/2/EC\*では、照射施設（特に照射処理を施した食品及び原料の品目及び量等）、製品の流通及び利用されている照射検出法に関する調査結果を毎年 EC へ報告するよう加盟国に要請している。また、認可施設でのみ食品及び食品原料の照射が行われており、認可は各加盟国の所轄官庁が行っている。

本報告は、2010年1月1日～2010年12月31日を対象にしており、27加盟国の報告にもとづいている。照射は、 $^{60}\text{Co}$  又は  $^{137}\text{Cs}$  のガンマ線、上限強度 5 MeV（メガ電子ボルト）の X 線、上限強度 10 MeV の電子線でのみ実施される。

認可施設で照射を行った食品の総量は 9263,4 トンであり、ベルギー、オランダ及びフランスの 3 ヶ国で 88.55% を占めた。また、品目別で上位だったのは蛙の脚 47.67%、家禽 22.5%、ハーブ及びスパイスが 15.86% であった。市販品のモニタリングによる違反率は、EU 全体で 2.3%、原因の大部分は表示に関するものであった。

\*Directive 1999/2/EC

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1999:066:0016:0022:EN:PDF>

#### 食品照射年次報告書 2009

[http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/docs/annual\\_report\\_2009\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/docs/annual_report_2009_en.pdf)

本報告は、2009年1月1日～2009年12月31日を対象にしており、27加盟国の報告にもとづいている。

認可施設で照射を行った食品の総量は 6637,17 トンであり、ベルギー、オランダ及びフランスの 3 ヶ国で 84.5% を占めた。品目で上位だったのは順に蛙の脚 42.80%、ハーブ及び

スパイス 23.78%、家禽 18.59%であった。市販品のモニタリングによる違反率は、EU 全体で 2.03%であった。

## 通知 加盟国内でのイオン化放射線照射認可施設のリスト

### NOTICES FROM MEMBER STATES

List of approved facilities for the treatment of foods and food ingredients with ionising radiation in the Member States

25.1.2012

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:020:0006:0009:EN:PDF>

イオン化放射線照射の認可施設と対象食品のリスト。

## 2. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書

● モルドバ 動物用医薬品を含む生きた動物と動物製品の残留物質と汚染物質の管理  
MD Moldova, Republic of - Monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products, including controls on veterinary medicinal products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2011-8971](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2011-8971)

2011年10月25～28日、モルドバにおいて、動物用医薬品を含む生きた動物と動物製品の残留物質と汚染物質の管理についての視察を実施した。

## 3. 遺伝子組換え食品及び飼料と環境リスクについての常設委員会

SCFCAH - Genetically Modified Food and Feed and Environmental Risk

### 2011年11月14日の議事概要

Summary record of 14 November 2011

[http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcach/modif\\_genet/sum\\_14112011\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcach/modif_genet/sum_14112011_en.pdf)

(一部抜粋)

- 欧州裁判所によるハチミツ中の GM 花粉の規制状況についての判断  
ハチミツ中の GM 花粉 (MON810 pollen) の承認及び表示要請に関連する判断について。MON810 花粉については、2011年10月20日に EFSA が声明を出している。ハチミツに GM 花粉が含まれることは、安全上の問題ではない。現在ハーモナイズされた検出や定量法はない。JRC (Joint Research Centre) が総花粉中の GM 花粉の検出法を検討中であるが、困難な状況である。
- 中国産米製品の GM の緊急対策の必要性について  
輸入時の必要条件と適切なスクリーニング法がないことなどが示された。  
賛成 333、棄権 12  
\*参考：食品安全情報 (化学物質) No. 1/ 2012 (2012. 01. 11) より

【EC】2011年12月21日改訂施行規則：中国産未承認遺伝子組換え米に関する緊急措置  
<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2012/foodinfo201201c.pdf>

- GM大豆 A5547-127の販売認可について

賛成 190、反対 113、棄権 42

- GM大豆 40-3-2の販売認可について

賛成 190、反対 80、棄権 75

\*参考：GM大豆 A5547-127 及び 40-3-2 の販売認可については、オーストリアが強硬に反対意見を述べている。理由は、GM作物と従来品の同等性が曖昧であること、GM作物と従来品の組成比較で著しく異なる項目がある、丸ごとの食品で毒性試験をしていないなど。

#### 2011年12月12日の議事概要

Summary record of 12 December 2011

[http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcach/modif\\_genet/sum\\_12122011\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcach/modif_genet/sum_12122011_en.pdf)

(一部抜粋)

- 欧州裁判所によるハチミツ中のGM花粉の規制状況についての決定

ECによると、Ms8xRf3 及び Gt73 菜種の花粉の安全性への懸念については EFSA へ評価を依頼しており、結果は12月末から1月に出る予定である。JRCからは、ハチミツから花粉を抽出することは可能だが再現性に問題があること、さらに総花粉中のGM花粉を定量することが困難であるなどの説明があった。加盟国からは、測定方法が確立されることが重要だという意見、貿易への影響を最小限にすべきという意見、ただちに欧州裁判所の判断に従うべきという意見などがあった。

- GM大豆 MON87701の販売認可について

賛成 181、反対 84、棄権 80

- GM菜種イベントの市場からの排除に必要な暫定期間の延長について

賛成 287、反対 27、棄権 31

- フランスのMON810 トウモロコシに対するセーフガード条項についての欧州裁判所の判断の説明

#### 4. ガイダンス文書 (残留農薬) : 残留農薬データの妥当性評価と品質管理

Guidance Documents (Pesticides Residues)

Method Validation and Quality Control procedures for Pesticide Residues

[http://ec.europa.eu/food/plant/protection/pesticides/publications\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/plant/protection/pesticides/publications_en.htm)

#### 5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

2012年第3週～第4週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

警報通知 (Alert Notifications)

タイ産おしゃぶりからの多すぎる総溶出量 (495.2  $\mu$ g/kg)、タイ産缶詰パイナップルスライスのスズ (555, 325 mg/kg)、ドイツ産ほ乳瓶の乳首からの多すぎる総溶出量 (309.9  $\mu$ g/kg)、トルコとルーマニア産プリントコップからのカドミウム (0.27~0.42 mg/個) と鉛 (2.5~4.5 mg/個) の溶出、イタリア産全粒トウモロコシ粉のフモニシン (3161  $\mu$ g/kg)、ベルギー産ビタミンDドロップの高含量 (926000 IU/g)、モロッコ産オーガニックアルガンオイルのベンゾ(a)ピレン (3.14  $\mu$ g/kg)、ドイツ産チルドマスのロイコマラカイトグリーン (62.4  $\mu$ g/kg)、ポルトガル産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出 (4,4'MDA: 3193, 4187, 1845  $\mu$ g/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

ナミビアやレバノン産赤い種なしブドウのエテホン (1.4, 1 mg/kg)、中国産ハニーポメロのメチダチオン (0.2 mg/kg)、中国産メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (227, 461.1 mg/kg)、アルゼンチン産ポップコーン用トウモロコシのピリミホスメチル (19.5 mg/kg)、スイス産トルコで包装された穴あきラップフィルムからの多すぎる総溶出量 (30.2 mg/dm<sup>2</sup>)、ポルトガル産オレンジのジメトエート (0.164 mg/kg)、中国産マッシャーからの一級芳香族アミンの溶出 (4,4'-メチレンジアニリン: 0.18 mg/kg)、スロベニア産乾燥トマト入り瓶の蓋からの多すぎる総溶出量 (109.8 mg/kg)、タイ産ネコ用餌のヒ素 (5.79 mg/kg)、中国産メラミンスプーンからのホルムアルデヒドの溶出 (1344, 1139 mg/kg)、中国産白コショウの未承認施設での未承認照射、ニュージーランド産ハチミツのニトロフラン代謝物ニトロフラゾン (1.1  $\mu$ g/kg) など。

フォローアップ情報 (information for follow-up)

リトアニア産乾燥アプリコットの亜硫酸 (2710 mg/kg)、オランダ産チルドカレイ切り身へのリン酸の未承認添加 (2.6 g/kg)、リトアニア産砂糖がけ乾燥フルーツミックスの亜硫酸 (モモ: 2130 mg/kg、ナシ: 540 mg/kg)、ポーランド産冷凍アイスポップドリンクの安息香酸 (280 mg/kg)、ベトナム産乾燥塩漬けマアジの未承認施設での照射、オランダ産キャベツのピクルスのタートラジン、シンガポール産観賞用エビの飼料のアモキシシリンとオキシテトラサイクリンとドキシサイクリンとノルフロキサシンとフロルフエニコールとチアムフェニコールとフルメキンとクロラムフェニコール、オランダ産飼料用ミネラルの鉛 (306 mg/kg)、中国産肉挽器からのマンガンの溶出 (0.03, 0.838 mg/kg) と多すぎる総溶出量 (39.4, 270 mg/L)、ポーランド産乾燥ヤマドリタケの水銀 (3.57 mg/kg)、ハンガリー産生乳のアフラトキシン (M<sub>1</sub>: 0.072  $\mu$ g/L)、ブラジル産綿の実の遊離ゴシポール (6482 mg/kg)、中国産メラミンカップからのホルムアルデヒドの溶出 (57.4, 35.6 mg/kg)、スペイン産チルドツナの一酸化炭素処理 (500  $\mu$ g/kg) など。

### 通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産トマトのプロシミドン (0.153 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.05、0.094、0.16、0.04 mg/kg) とトリアゾホス (0.11、0.04 mg/kg) とジメトエート (0.03、0.38 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸 (2247 mg/kg)、タイ産白いメラミンお玉からのホルムアルデヒドの溶出 (78、92、97 mg/kg)、インド産カレーの葉のメタミドホス (0.27 mg/kg) とアセフェート (1.8 mg/kg) とプロフェノホス (19 mg/kg) とトリアゾホス (38 mg/kg) とビフェントリン (5.3 mg/kg) とアセタミプリド (11 mg/kg) とジエチオン (10.2 mg/kg) と亜硫酸 (0.029 mg/kg)、中国産チルドザボンのメチダチオン (0.078 mg/kg)、トルコ産ペッパーのクロフェンテジン (0.14 mg/kg)、エジプト産チルドイチゴのチオファネートメチル (1.1 mg/kg)、タイ産ナスのおメトエート (0.16 mg/kg) とジメトエート (0.17 mg/kg)、インド産オクラのアセタミプリド (0.14 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのプロシミドン (0.075 mg/kg)、中国産サツマイモ麺のアルミニウム (60 mg/kg)、エジプト産チルド生鮮オレンジのおメトエートとジメトエート (合計 0.54 mg/kg)、米国産ポップコーン用調味料の未承認照射 (グロー比:0.92)、中国産日本ソバと小麦の麺のアルミニウム (19.5、28 mg/kg)、米国産エネルギードリンクの安息香酸ナトリウム (285、265、280 mg/L)、インド産オクラのエンドスルファン (0.18 mg/kg)、インド産オクラのエンドスルファン (0.21 mg/kg) とモノクロトホス (0.11 mg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート (0.078 mg/kg)、インド産冷凍エビのニトロフラン代謝物フラゾリドン、インド産イカとエビの串の未承認色素アズルビンとコチニール、エジプト産イチゴのチオファネートメチル (0.22 mg/kg)、中国産ガンパウダーティーのブプロフェジン (0.141 mg/kg)、インド産オクラのトリアゾホス (0.35 mg/kg)、インド産生鮮トウガラシのプロフェノホス (0.63 mg/kg) とジエチオン (0.052 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.042 mg/kg) とジメトエート (0.16 mg/kg)、エジプト産生鮮トウガラシのフェナリモル (0.061 mg/kg)、中国産烏龍茶のクロルピリホス (0.24 mg/kg) とメソミル (0.9 mg/kg) とピリダベン (0.41 mg/kg) とアセタミプリド (2.4 mg/kg) とチアメトキサム (0.28 mg/kg) とフィプロニル (0.72 mg/kg) とジアフェンチウロン (0.17 mg/kg)、中国産緑茶のアセタミプリド (0.49 mg/kg)、フィリピン産色つきタピオカパールの未承認色素、中国産フライかごからのニッケルの溶出 (13.2 mg/kg)、中国産冷凍イチゴのおメトエート (0.12 mg/kg)、中国産ジャスミン茶のメソミル (0.477 mg/kg) とトリアゾホス (0.067 mg/kg) とアセタミプリド (0.160 mg/kg) とイミダクロプリド (0.168 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシシン ( $B_1=2300 \mu\text{g/kg}$ )、ドミニカ産ササゲのメソミル (0.54 mg/kg)、インド産オクラのアセフェート (0.69 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.25 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.03 mg/kg) とジアフェンチウロン (0.06 mg/kg) など。

その他アフラトキシシン等多数。

- 
- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

## 1. EFSA の 10 周年を迎え新しい科学戦略を発表

New Science Strategy published as EFSA approaches its 10th anniversary

24 January 2012

[http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120124.htm?WT.mc\\_id=EFSAHL01&emt=1](http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120124.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1)

今月、EU の一般食品法（General Food Law）及び EFSA が 10 周年を迎える。今後 5 年間の科学的展望を記載した EFSA の科学戦略 2012～2016 年が発表された。

### EFSA 科学戦略 2012～2016 年

EFSA Science Strategy 2012-2016

<http://www.efsa.europa.eu/en/keydocs/docs/sciencestrategy.pdf>

EFSA の科学的助言は、2002 年の設立以来、フードチェーンにおける脅威から消費者を保護するための欧州決定の中心的役割をなしてきた。本報告では、EFSA がどのようにして今後 5 年間に欧州の食品安全システムを継続的にサポートし、要求に応じていくかを述べている。

EFSA は、今後 5 年間の活動について次の 4 つの戦略目標を立てている。

1. EFSA の科学的助言をさらに優れたものにする: 欧州の消費者や他のステークホルダーがリスク管理措置のもととなる科学の質を信用できるということが最も重要なことである。そのためには、EFSA の独立性、透明性、公開性、科学的卓越性及び対話の重視性、さらに EFSA がリスク管理者にとって必要な統合的な助言を行うことが必要である。
2. EU におけるリスク評価能力を最大化する
3. フードチェーンに関連するリスクを評価する方法論やアプローチを開発・統一する
4. リスク評価とリスク監視のための科学的根拠を強化する

## 2. EFSA は GM 動物由来食品及び飼料のリスク評価と、それに関連する動物の健康と福祉についてのガイダンスを発表

EFSA publishes guidance for the risk assessment of food and feed derived from GM animals and related animal health and welfare aspects

26 January 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120126.htm>

EFSA は、GM 動物由来食品及び飼料を EU で販売認可申請するためのガイダンスを発表した。リスク評価のアプローチは GM 動物由来食品及び飼料を通常動物由来のものと比較するというものである。

\* 遺伝子組換え動物由来食品及び飼料のリスク評価と動物の健康と福祉面でのガイダン

ス

Guidance on the risk assessment of food and feed from genetically modified animals and on animal health and welfare aspects

EFSA Journal 2012;10(1):2501 [43 pp.] 26 January 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2501.htm>

### 3. 単離大豆タンパク質と血中 LDL コレステロール濃度低減に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to isolated soy protein and reduction of blood LDL-cholesterol concentrations pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(2):2555 [17 pp.] 02 February 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2555.htm>

ヨーロッパナチュラル大豆食品製造業協会 (ENSA) とヨーロッパ植物タンパク質連盟 (EUVEPRO) と大豆タンパク質協会(SPA)による申請。申請された単離大豆タンパク質の摂取と血中 LDL コレステロール濃度の低減との間に因果関係は確立されていない。

### 4. 香料グループ評価

- 香料グループ評価 8 改訂 4 (FGE.08 Rev4): 化学グループ 20 と 30 の追加の酸化官能基のある/ない脂肪族及び脂環式モノ、ジ、トリ、ポリ硫化物

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 08, Revision 4 (FGE.08Rev4): Aliphatic and alicyclic mono-, di-, tri-, and polysulphides with or without additional oxygenated functional groups from chemical groups 20 and 30

EFSA Journal 2012;10(2):2455 [138 pp.] 02 February 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2455.htm>

80 化合物を評価した。5 物質は遺伝毒性があり、4 物質はヨーロッパでの使用データが無く暴露量が推定できない。57 物質については MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念とはならない。14 物質は追加データが必要である。

- 香料グループ評価 21 改訂 3(FGE.21Rev3): 化学グループ 29 のチアゾール、チオフェン、チアゾリン、チエニル誘導体と化学グループ 30 のいろいろな物質

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 21, Revision 3 (FGE.21Rev3): Thiazoles, thiophenes, thiazoline and thienyl derivatives from chemical groups 29 and 30

EFSA Journal 2012;10(2):2457 [94 pp.] 02 February 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2457.htm>

59 化合物を評価した。7 物質は遺伝毒性があり、52 物質を段階的評価方法で評価した。26 物質については MSDI アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念とはならない。26 物質は追加データが必要である。

---

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

## 1. 外食の際の心配は食品衛生

Food hygiene is concern when eating out

Tuesday 24 January 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/jan/tracker>

FSA による最新の意識調査によると、人々が懸念している主な食品安全問題は外食の際の食品衛生である。他に食中毒や食品添加物がある。

イングランド、ウェールズ及び北アイルランドの食品衛生格付け計画 (FHRS : Food Hygiene Rating Scheme) 及びスコットランドの食品衛生情報計画 (FHIS : Food Hygiene Information scheme) では、衛生基準の改善と食品由来疾患の減少を促進することで、人々の懸念を減らすことを目標にしている。この制度は、消費者が FHRS 及び FHIS の情報をもとにレストランや店を選択できるよう支援するものである。

2011 年 11 月に実施した本調査では、レストランや食品販売店などの衛生状態についての情報を提示する「食品衛生格付け計画」についての周知度を初めて調査した。

## 調査結果 : 年 2 回実施の消費者意識調査

Biannual public attitudes tracker survey

<http://www.food.gov.uk/science/socsci/surveys/publictrackingsurvey>

FSA は、消費者による FSA 及び食品関連問題への意識の変化を調査している。本調査では次の 5 つの項目を対象にした : FSA 及びその役割についての認知度、FSA への信頼度、食品関連の懸念、食堂の食品衛生の認知度、衛生基準に関する取り組み及び計画。調査は 2001 年から実施しており、本報告書は 2011 年 11 月に実施した調査結果をまとめている。今回の調査では、成人 2,076 名を対象にインタビューを実施した。

食品についての懸念は、主に食品の値段 (60%)、塩分 (46%) 及び脂肪や飽和脂肪の含量 (各々 40%) であった。食品安全上の懸念は、主に外食時の食品衛生 (36%)、サルモネラ及び大腸菌などの食中毒 (36%) 及び食品添加物 (26%) であった (BSE は 15% と低い)。自発的に報告される懸念は、食品の値段 (14%)、食品の脂肪含量 (8%)、塩分 (7%) 及び添加物 (6%) であった。社会的地位や性別の調査結果によると、心配だという回答が多かったのは女性、ある程度社会的地位や年齢の高い層であった。

FHRS について見たことがある或いは聞いたことがあるとの回答は 21%、FSA の働きを

信頼しているとの回答は 65%でこれまでの報告と同程度であった。

## 2. FSA は科学と根拠の優先順位を発表

FSA publishes priorities on science and evidence

Wednesday 1 February 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/feb/evidplan>

FSA は、次年度の優先課題を示す「Forward Evidence Plan for 2012」を発表した。

(一部抜粋)

### 化学物質分野

- ・ 無機汚染物質：ヒ素、カドミウム、鉛など
- ・ 添加物：肉製品の硝酸塩及び亜硝酸塩
- ・ 有機汚染物質：魚介類の地理的汚染状況分布、動物の排水中汚染物質の取り込み、臭素化難燃剤など
- ・ 新規技術：新規食品成分の推定摂取量、GM 作物の安全性評価のための新規評価法など
- ・ 食物アレルギー及び不耐：未包装食品のアレルギー情報提供、食物アレルギー及び不耐症の調査計画の見直しなど

### 社会科学分野

- ・ リスク削減のために消費者がいくら払う意思があるか、市場調査など

### 食品安全に関する新規戦略チャレンジ

- ・ ナッツ、種子及びドライフルーツの供給チェーンの食品安全上の懸念の軽減（汚染レベルの特定、ハザード及び発生率の評価、管理方法及び今後必要な研究の特定）。
- ・ 緊急リスクの同定など輸入食品の安全性を示すデータマイニング方法（現行のネットワーク分析方法の評価、EU 内の監視による最良の実施法の確立）。
- ・ 国境検疫局での迅速な現地検査の将来性（検査法の見直し等）。

## 3. 多動と関連する色素を含まない製品更新

Update on products free of colours associated with hyperactivity

Wednesday 1 February 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/feb/colours>

多動と関連する色素を含まない製品のリストを更新。

---

●英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）<http://www.mhra.gov.uk/>

### 1. プレスリリース：未承認ハーブレメディは肝臓や臓器に傷害を与える可能性がある

Press release: Unlicensed herbal remedy could cause liver and organ damage

01 February 2012

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON143514>

MHRA は、フキ (*Petasites hybridus*: バターバー) を含む未承認ハーブ製品が英国内で販売されていることを知り、英国ハーブ業界に市場から製品を排除するよう通知した。

フキ (バターバー) は、偏頭痛や花粉症の治療に良く用いられ、重大な肝障害や臓器不全を誘発するピロリジジナルカロイド類 (PA) を含む。

英国ではフキを含む登録製品はなく、多くのヨーロッパ諸国ではフキの販売は禁止または制限されている。英国ではこれらの製品による有害事象報告はないが、ヨーロッパでは肝障害の事例が報告されている。これらの製品を使用している人は使用を中止し、心配があれば医師または薬剤師に相談すること。

## 2. 消費者は未承認バターバー(*Petasites hybridus*)ハーブレメディを使用しないように

Consumers are advised not to take unlicensed Butterbur (*Petasites hybridus*) herbal remedies

27 January 2012

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Generalsafetyinformationandadvice/Herbalmedicines/Herbalsafetyupdates/Allherbalsafetyupdates/CON140849>

フキ (バターバー) 製品は肝毒性と関連し、文献には 40 の症例が報告されている。40 症例中 9 症例は急性肝炎であり、そのうちの 2 例は肝不全を呈して肝臓移植を必要とした。肝障害は、ピロリジジナルカロイドを取り除いて僅かしか残っていない抽出物でも生じることが報告されている。フキに含まれるペタシンのようなセスキテルペンなど、他の成分が毒性に関与する可能性もある。

\* 関係者向け文書

<http://www.mhra.gov.uk/home/groups/comms-ic/documents/websitesresources/con140851.pdf>

- 
- 英国毒性委員会 (COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

## 1. 2012年2月7日の議題とペーパー

COT agenda and papers: 7 February 2012

<http://cot.food.gov.uk/cotmtgs/cotmeets/cotmeet2012/cotmeet7feb2012/cotagendapapers7feb2012>

- ・ホライゾンスキャンニング

<http://cot.food.gov.uk/pdfs/tox201201.pdf>

カフェインとエタノールの相互作用：エネルギードリンクに含まれるカフェインとアルコールの相互作用による有害な行動または毒性影響についての懸念が高まっている。特にカフェインの興奮作用がアルコールによる酩酊状態の認識を妨げ、その結果としてさらに飲み過ぎたり行動上の問題をおこしたりする。この相互作用の可能性については2003年にSCFが検討しており、全体としてはカフェインによるアルコールの有害影響増強作用は示唆されていないとしている。また2003年以降、カフェインとアルコールを関連づける多くの新たな研究が報告されている。この問題への懸念が継続していることから、FSAがCOTに対し再検討を要請している。

発生毒性に10倍の不確実係数は十分か：サリドマイドなどの催奇形性では実験動物のLOAELの安全係数10が不十分だという報告があることから、文献調査を行っている。

ビタミンE：妊娠中にビタミンEサプリメントを与えた臨床試験で有害影響が報告されている。

オビソゲン (obesogens)：肥満やメタボリック症候群に環境エストロゲンが関与するという仮説について。

- ・リスク評価にトキシコゲノミクスのデータを使用することについて

- ・栄養に関する科学諮問委員会 (SACN) による小さい子どもの補助食についてのレビューへの見解

<http://cot.food.gov.uk/pdfs/tox201203.pdf>

栄養に関する科学諮問委員会は、小さい子どもの補助食に関する現在の政府勧告の根拠となっている科学的根拠についてレビューを行う予定である。COTは、食品のアレルギーと食品中化学物質の毒性について検討するよう要請された。今回は、選択された化学物質に関する今後の取り組みと計画についての最初の議論である。

5才までの子どもの食事についての助言への毒性学的考察：アレルギー、豆乳、カフェイン、アルコール、メチル水銀、難分解性有機汚染物質、ビスフェノールA、フタル酸、アルミニウム、ビタミンAなど。

最近の改訂としては、妊娠中や授乳中、および小さい子どもがピーナッツを避けることがピーナッツアレルギーの予防になるという根拠はない、5才までの子どもにコメ飲料を飲ませるべきではない（ヒ素のため）などがある。

- ・植物エストロゲン研究について

<http://cot.food.gov.uk/pdfs/tox201204.pdf>

FSAの出資した研究が目的にかなった成果をあげているか評価している。

- ・その他年次報告書など

---

● 英国 CRD (Chemicals Regulation Directorate) <http://www.pesticides.gov.uk/>

## 1. 食品中残留農薬に関する専門委員会(PriF)：2011年残留農薬モニタリング結果

2011 Results and Reports

[http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PriF/PriF\\_Results\\_and\\_Reports/2011\\_Results\\_and\\_Reports](http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PriF/PriF_Results_and_Reports/2011_Results_and_Reports)

2011年2月3日：第2四半期の報告書発表

[http://www.pesticides.gov.uk/Resources/CRD/PriF/Q2\\_2011\\_Report.pdf](http://www.pesticides.gov.uk/Resources/CRD/PriF/Q2_2011_Report.pdf)

第2四半期のモニタリング検査では、食品23品目、889検体を対象にした。2011年計画では最大372農薬について検査を実施している。本検査では、検出された残留農薬による健康影響は予想されなかった。

(検査結果一部抜粋)

- ・ズッキーニからディルドリンが検出されたが、過去の使用によるものであり、現在は使用されていない。
- ・インド産ブドウからクロルメコート、ジャガイモからクロルプロファムがMRLを超過して検出された。ジャガイモのクロルプロファムについては、ARfD超過のため詳細リスク評価を実施した。加熱調理後（皮はむかない）のジャガイモでイヌの無毒性量の66倍であった。安全係数がデフォルトの100を切っているが、種差及び個人差の不確実性を考慮するには十分なマージンがあり、健康影響は予想されないと判断した。
- ・ニュージーランド産ヒツジのレバー、英国産ブタのレバー、スモークサーモンなどから、DDT及びディルドリンが検出されたが、過去の使用によるものであった。
- ・コメのイソプロチオランは現在検出限界がMRLであり6検体が超過したが、ECが使用を前提にMRLの引き上げを検討している。
- ・大根からジチオカルバメートが検出されたが、これは検査法による天然物を測定している可能性があるので問題にできなかった。

---

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

### 1. アレルギー予防のための良くある介入戦略は実行可能か？

Are common intervention strategies to prevent a range of allergic conditions feasible?

2012-01-30

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/340007003.html>

食物アレルギー、鼻炎、アトピー性皮膚炎、喘息などのアレルギー症状は、人生の各時期に発現して相互に関連する。人生の異なる時期に、異なるアレルゲンが関与する。異なる

るアレルギー症状に共通の病因があるのかどうかは不明である。もし食物アレルギーと呼吸器アレルギーの病因が共通であったり、リスク要因が重なっているのであれば、共通の介入戦略をとることが可能になる。これまでの文献では、母乳、アレルゲン除去、固形食品の導入、プレバイオティクスやプロバイオティクス、脂肪酸摂取などが、呼吸器アレルギーとの関連について研究されている。これらの要因は、食物アレルギーとの関連性にもとづいて選択された。さらに、現在推奨されている介入についても議論した。

主な結論は以下の通りである：母乳育児は呼吸器アレルギーの予防には保護要因となるが、食物アレルギーについては相反している、多価不飽和脂肪酸と呼吸器及び食物アレルギーについては限られた根拠しかない、他の食物アレルギーリスク要因については呼吸器アレルギーと関係ない、アレルギー予防戦略の1つはアレルゲンを避けること又は固形食品の導入を遅らせることであるが、文献データからはこれがアレルギーの予防にはならず逆にアレルギーのリスク要因である可能性すらあることが示唆されている。

---

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

### 1. 戦略 2012～2015 年の FSAI 声明の発表

FSAI Statement of Strategy 2012- 2015 Published

Monday, 23 January 2012

<http://www.fsai.ie/fsaistatementofstrategy2012to2015published.html>

FSAI の今後 4 年間の計画が採択された。

FSAI は、消費者に信頼される食品の管理システムを維持発展させ、食品部門事業者を信頼し、科学としっかりしたリスク評価にもとづくバランスの取れた対応で国内と海外両方から認められる機関であり続けることを目標とする。今後 4 年間の計画は、次の 4 つの戦略にもとづいている。1) 食品及び飼料に関する法律の効力の確保及び一貫した施行を行う、2) 食品及び飼料の安全政策及びリスク管理決定を支援するために最適な独立的科学的助言を提供する、3) 食品及び飼料の法律の遵守を促すために全ての関係者と連携して取り組む、4) FSAI は、反応が良く、効率的かつ効果的で、費用に見合う取り組みを行う。

### 2. アイルランドにおけるメニューへのカロリー表示

Calories on Menus in Ireland

Thursday, 2 February 2012

[http://www.fsai.ie/news\\_centre/press\\_releases/02022012/calories\\_on\\_menus\\_in\\_Ireland.html](http://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/02022012/calories_on_menus_in_Ireland.html)

FSAI は、アイルランドにおけるメニューへのカロリー表示をどのようにするのが最良か

意見を募集する。アイルランドは、現在ヨーロッパでは 2 番目に肥満の多い国であり、メニューへのカロリー表示が消費者の選択に役立つ可能性がある。意見募集は 2012 年 2 月 29 日まで実施する（消費者向けと企業向けの 2 通りの質問がある）。

米国や豪州の食品法では、大規模食品店では消費者が食品を選ぶときにカロリーを閲覧できるように定めている。米国での研究では、メニューへのカロリー情報が消費者の選ぶ食品のカロリーを下げたと報告している。FSAI 担当者によると、アイルランドの人々は、大きい食品の方に価値があるとみなし、無料のサイドメニューやトッピングを歓迎してカロリーを気にしていない、またバケツ一杯のポップコーン及びリットルサイズのドリンクに慣れ親しんでおり、分厚いパンや巨大なロールを気にしないとのこと。

---

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

## 1. FOODFACT

ダイエタリーサプリメント：あなたが知っておく必要のあること

Dietary Supplements: What You Need to Know

<http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm109760.htm>

（消費者向け情報）

サプリメントについて聞いたことがあり、多分使用したことがあり、友人や家族に勧めたこともあるだろう。しかし、ダイエタリーサプリメントについて本当に知っているだろうか？

確かに、あなたの健康へ役立つものもあるだろう。しかしサプリメントを摂ることは健康リスクにもなる。あなたとあなたの家族にとって重要なサプリメントについての情報を読もう。

### Q. ダイエタリーサプリメントとは何か？

ビタミン、ミネラル、ハーブ及びアミノ酸など様々なものを含み、錠剤及びカプセル剤などの形態でも販売されている。よく分かっているものもあれば、さらに研究する必要があるものもある。

### Q. ダイエタリーサプリメントの利点は？

必須栄養素の適切な摂取に役立つものもあるが、食事の代わりにはならない。医薬品とは異なり、疾患の治療や診断、予防に使用するものではない。つまりサプリメントに「関節痛を和らげる」、「心疾患対策に」などの宣伝はできない。

### Q. サプリメントにリスクはあるか？

ある。多くのサプリメントには人体に強い生物学的影響を与える成分が含まれるため、安全ではなく、時にあなたの健康を害する。例えば、医薬品と同時に摂取する、処方薬の代わりにする、多量に摂取する等の場合には命に関わることさえある。また手術の前後に

摂取すると、有害影響を与えるものもある。

**Q ダイエタリーサプリメントの安全性は誰に責任がある？**

ダイエタリーサプリメントは、政府が安全性や有効性を認めたものではない。新規成分が含まれる場合には FDA がレビューするが（認可ではない）、それも安全性のみで有効性ではない。製品の安全性に責任があるのは、製造業者や販売業者である。2007 年 12 月以降、業者は有害事象について FDA に報告することが求められるようになった。FDA は、製品が安全でない場合、異物が混入している場合、宣伝が虚偽および誤解を招く場合には、販売を中止させることができる。

**Q ダイエタリーサプリメントについてもっと知るには？**

製造業者や販売業者に対し、宣伝の根拠となる情報、安全性及び有効性についての情報、有害事象などについて尋ねる。

**Q 賢いサプリメント購入者になるには？**

一部のサプリメントが役に立つことはわかっているが、他のものは証明されていない。もし話がうますぎるならば、それは嘘だろう。賢い使用者になるには、次のことに留意しよう。

- ・ 「何にでも効く」、「病気の治療」、「全く安全」や「副作用がない」などの虚偽の宣伝に注意する
- ・ ナチュラルという単語は安全を意味しない
- ・ 効き目がなくても、害はないだろうなどと考えない
- ・ Web で検索する場合には、やみくもに検索するのではなく信頼できる機関を探す
- ・ 詐欺サプリメントについての情報は Health Fraud Scams を参照する  
<http://www.fda.gov/ForConsumers/ProtectYourself/HealthFraud/default.htm>
- ・ FDA の汚染サプリメントのページ  
[http://www.accessdata.fda.gov/scripts/sda/sdNavigation.cfm?filter=&sortColumn=3a&sd=tainted\\_supplements\\_cder&displayAll=true](http://www.accessdata.fda.gov/scripts/sda/sdNavigation.cfm?filter=&sortColumn=3a&sd=tainted_supplements_cder&displayAll=true) も参考に
- ・ 嘘か本当かを見分けるには専門家に相談する
- ・ 常に安全第一を忘れない

**2. オレンジジュース製品とカルベンダジム：ジュース製品協会への FDA の文書への補遺  
Orange Juice Products and Carbendazim: Addendum to FDA Letter to the Juice Products Association (January 9, 2012)**

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/Product-SpecificInformation/FruitsVegetablesJuices/ucm287783.htm>

**January 27, 2012**

FDA は、米国のオレンジジュースがカルベンダジムで安全上の懸念とならないように、現在全ての国からのオレンジジュースを検査している。検査結果で製品が法を遵守していることが確認されるまで輸入は認めていない。

FDA は、オレンジジュース中の濃度が 10 ppb 以上であれば正確にカルベンダジムを検出し、定量できる。FDA は 10 ppb 以上のカルベンダジムを含む製品の輸入は拒否している。輸入を拒否された製品については、90 日以内に積み戻し或いは廃棄する必要がある。

これまで FDA はオレンジジュースまたは濃縮物の 80 貨物から検体を採集したところ、29 貨物ではカルベンダジムが不検出であった。そのうち 15 貨物は既に市場に出荷されている。10 ppb 以上が検出されたのは 11 検体で、6 つはカナダ由来、5 つはブラジル由来であった。国内製造業者の検体の検査は実施中であり、結果は来週発表される予定である。

## February 2, 2012

FDA は、米国のオレンジジュースがカルベンダジムの残留による安全性の懸念はないことを継続的に確認している。

### 国産検体

今週は、国内製造業者のオレンジジュース検体の検査結果を発表した。ブラジルからオレンジジュースまたは濃縮液を輸入しているフロリダに工場をもつ主要メーカーの 14 検体を採集した。14 検体の多くは、数万個の小売りサイズ製品の製造に使用される大型タンクから採集した。14 検体中 5 検体からは検出可能なカルベンダジムは検出されず (10 ppb 以下)、残り 9 検体からは 13~36 ppb が検出された。

EPA は、80 ppb 以下のカルベンダジムを含むオレンジジュースは健康リスクとはならないとしている。これらの検査結果にもとづき、FDA は安全上の懸念はないため市場にあるオレンジジュースに対して回収などの対応は必要ないと決定した。現時点では米国で既に販売されているオレンジジュースのカルベンダジムの検査を継続する必要はないが、フォローアップ検査は計画している。

国産オレンジジュース/ジュース製品のカルベンダジムについての FDA サンプルング

FDA Sampling of Domestic Orange Juice/Juice Products for Carbendazim

February 2, 2012

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/Product-SpecificInformation/FruitsVegetablesJuices/ucm290142.htm>

### 輸入検体

FDA は、これまで 86 貨物を採集しており、そのうち 46 貨物ではカルベンダジムが不検出であった。86 貨物中 33 貨物は既に市場に出回っている。カルベンダジムが 10 ppb 以上検出されたのは 20 検体で、これらは全て別の貨物から採取したものであった。20 検体中 9 検体はカナダ由来、11 検体はブラジル由来であった。

輸入オレンジジュース/ジュース製品のカルベンダジムについての FDA サンプルング

FDA Sampling of Import Orange Juice/Juice Products for Carbendazim

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/Product-SpecificInformation/FruitsVegetablesJuices/ucm289397.htm>

### 3. 警告文書 (2012年1月24日、31日掲載分)

Hillside Veal 1/17/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm288401.htm>

子牛の肝臓のフロルフェニコール（トレランスは設定されていない）が違法残留動物用医薬品である。

Almased USA, Inc. 1/18/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm289570.htm>

Almased というサプリメント（大豆ベースの代替食品）による高血糖や高血圧低下作用の宣伝が違法である。病気が治癒したという個人の体験談も、治療用であると示唆するので違法である。

LeCaptain, Mark D. 1/13/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm288546.htm>

食用子牛（veal calf）のスルファメタジン等の残留が違法である。

---

### ●オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

#### 1. 医薬品安全性情報 Volume 3, Number 1, February 2012

Medicines Safety Update, Volume 3, Number 1, February 2012

Wednesday, 1 February 2012

<http://www.tga.health.gov.au/hp/msu-2012-01.htm>

－登録されていない医薬品をオンラインで購入することのリスク－

2011年7月1日以降、TGAはインターネットで購入して処方薬成分が検出されたハーブ製品に関する警告を9件発表している。最も多いのは、痩身用及び勃起不全用のハーブ製品である。

#### ハーブ痩身用製品

TGAが検査した製品の中には多様な量のシブトラミン及びフェンフルラミンのような食欲抑制剤、下剤のフェノールフタレインが含まれていた。さらにプロプラノロール、ニフェジピン及びエフェドリンが含まれるものもあった。

#### ハーブ勃起製品

シルデナフィル、グリベンクラミドなどが含まれていた。

#### 注射用美容製品

皮下注入剤やボツリヌス毒素のような注射用美容製品も「自分でやる」美容キットとしてインターネットでの販売が増加している。アナフィラキシー反応や顔の癍痕形成のような重大な反応を生じた事例がある。

## 医療従事者向け情報

海外ウェブサイトで販売されているハーブ製品は TGA の規制対象ではなく、従って安全性や有効性は TGA がオーストラリアでの販売を認めている製品と同様ではない。TGA は消費者に対し注意を喚起している。医療従事者は患者と健康製品の使用について議論できる特有の立場にあり、インターネットで医薬品や医療機器を購入することの問題点について話し合うことを薦める。また患者に対し、病状の管理や予防のために何か使用していないか、入手経路を尋ねることも薦める。

## 2. 安全性警告

Miraculous Evil Root tablets (神奇魔根)

24 January 2012

<http://www.tga.health.gov.au/safety/alerts-medicine-miraculous-evil-root-120124.htm>

ピュアナチュラル製品と箱に記載しているが、表示されていないシルデナフィルを医薬品としての処方量より多く含んでいる。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

---

## ● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

## 1. 5 食品が安全性検査に不合格

5 foods fail safety checks

January 31, 2012

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/01/20120131\\_144218.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/01/20120131_144218.shtml)

12 月に食品安全センターが検査した 14,400 検体中 5 件が不合格であった。ローストダックのクロラムフェニコール、冷凍菓子の細菌数、既に発表済みの正月用食品 3 件である。

12 月分を合わせて昨年 1 年間の検査数は 64,900 件となり、合格率は 99.7%であった。

---

## ● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

## 1. 日本原子力発電所関連の食品医薬品安全庁の対応管理動向 (20)

輸入食品課/危害情報課 2012.01.17

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=16895&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、日本宮城県産きのこ類に対して 2012 年 1 月 17 日から暫定輸入中

断措置を行ったと発表した。これは、日本政府が摂取または出荷制限した品目を、暫定輸入中断措置の対象品目に含むようにしてから 14 番目の追加である。昨年 3 月以後、日本で生産されたきのこ類が韓国に輸入された実績はない。

## 2. 食品医薬品安全庁、旧正月迎え、"健康機能食品"正しい購入のコツを案内

栄養政策課 2012.01.17

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=16894&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、健康機能食品をプレゼント用に沢山購入するお正月節目を迎えて、正しい健康機能食品の購買要領を紹介する。

### 服用している薬物がある場合の注意事項

- ✓ 糖尿病治療薬とナイアシン、骨粗鬆症治療薬とマグネシウム、カルシウムなどを一緒に使うと薬効が低下するのでこれら栄養素を主成分にした健康機能食品は避ける。
- ✓ 高血圧治療薬とヨウ素やカリウムと一緒に使用すると高カリウム血症の危険を高める。
- ✓ ワルファリンなど血液凝固障害薬を服用している患者はビタミン K やクロレラ含有健康機能食品を摂取すると薬の作用が阻害される
- ✓ 臓器移植者などサイクロスポリンなどの免疫抑制薬を服用している患者はクロレラ、スピルリナなど免疫機能増進効果がある健康機能食品は避けなければならない。

### その他の健康機能食品の正しい購入要領

- ✓ 製品の「健康機能食品」表示を必ず確認すること：食品医薬品安全庁で機能性を認めた製品にのみ「健康機能食品」という文言及び認証マークを表示することができるので、購入の前に確認する。ニンニク類、甘草、エゾウコギなど、いわゆる「健康食品」は伝統的に健康に良いと思われてきた食品であり、食品医薬品安全庁の認定を受けていない製品のため、包装紙に「健康機能食品」の文言と認証マークがない。海外購入代行業者などを介した購入では、安全性及び機能性を担保することができない。
- ✓ 虚偽・誇大広告にだまされないこと：健康機能食品は、TV、新聞、インターネットなどの広告にも事前審査を受ける。「特効」、「100% 機能向上」など、機能性の誇大広告には注意する。特に、健康機能食品は疾病治療に処方される薬ではないため、抗がん作用、糖尿病緩和など「疾病」治療するという虚偽・誇大広告などにだまされてはいけない。
- ✓ 自分に必要な機能性製品なのか確認すること：健康機能食品は機能性が各々異なるので、コレステロール改善や食後血糖上昇抑制などの機能性表示を確認し、購入目的に該当するのか判断しなければならない。
- ✓ 摂取時の注意事項表示及び流通期限表示を確認すること：摂取方法、アレルギー反応などの注意事項及び流通期限が十分かなどを確認する。

- シンガポール保健科学庁（HSA : Health Science Authority）

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

#### 1. HSA は違法な性機能増強用健康製品に関連する重大な有害事象について警告

HSA Alerts on Serious Adverse Events Related to Consumption of Illegal Sexual Enhancement Health Products

6 FEBRUARY 2012

[http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news\\_events/press\\_releases/2012/hsa\\_alerts\\_on\\_serious.html?CFC\\_cK=1328514511444](http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/press_releases/2012/hsa_alerts_on_serious.html?CFC_cK=1328514511444)

先週 4 人の患者が違法性機能増強用健康製品の摂取に関連して危険な低血糖で入院した。そのうち 2 人は病院に到着したときに意識が無く、2 人は錯乱して衰弱していた。現在は回復しているものの、当初意識不明だった 2 人は症状が重かった。1 人は意思疎通が不可能であり、もう 1 人は簡単な会話しかできない。

HSA の評価によれば、これらの症例は性機能増強目的で使用された違法健康製品の摂取による可能性が高い。有害事象の深刻さから、HSA は違法健康製品の危険性について改めて警告する。

#### 事例について

4 人の患者は 2012 年 1 月 30 日から 2 月 2 日の間に報告され、年齢は 30~78 才である。患者の尿からグリベンクラミド（糖尿病の血糖降下のための治療薬）が検出され、低血糖の原因であると考えられた。3 人は糖尿病ではなく、もう一人は糖尿病であるがグリベンクラミドは処方されていなかった。患者が使用した製品は同定されていないが、HSA は違法健康製品が関連すると評価した。グリベンクラミドはしばしば違法な性機能増強用健康製品から検出されている。現在調査は継続中であるが、行商人やインターネットからの疑わしい製品の購入は避けるよう警告する。

\* PDF バージョンにこれまで警告してきた製品の写真が掲載されている

[http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa\\_library/corporate/press\\_release\\_2012\\_Par.27570.File.tmp/PressRelease-HSA%20alerts%20on%20serious%20adverse%20events%20related%20to%20illegal%20health%20products\\_6%20Feb%202012.pdf](http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/corporate/press_release_2012_Par.27570.File.tmp/PressRelease-HSA%20alerts%20on%20serious%20adverse%20events%20related%20to%20illegal%20health%20products_6%20Feb%202012.pdf)

- 
- その他

#### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、食品のカドミウム最大含有量の見直しについて意見書を提出

- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510060475>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、フラン監視計画事業作成について意見書を提出
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510070475>
- フランス衛生監視研究所(InVS)、南フランス(地中海に面した)ラングドック・ルシヨン地域圏における鉛中毒症調査結果を発表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510080343>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンブレン(PDP)(E1413)を新開発食品成分(NI)として認可の審査をした英国当局の最初の評価報告書について意見書を提出
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510120475>
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、農薬有効成分クロマゾンを含む植物防疫製剤における認可の改定を公表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510230316>
- オーストリア保健・食品安全局(AGES)及び食品安全局(BAES)、欧州全体に関わる不法な農薬取扱いについて公表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510240464>
- 台湾行政院農業委員会動植物防疫検疫局、農薬エンドスルファンの製造・加工・輸入等を禁止する公告を発表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510250365>
- 台湾行政院衛生署食品薬物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検査結果を公表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510280361>
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510270369>
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、ドイツの医薬品及び動物用医薬品における抗生物質使用状況及び病原菌の耐性獲得状況に関する報告書第2報を公表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510310316>
- 台湾行政院衛生署、「残留動物用医薬品基準」の改正草案を公表、意見募集を開始
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510340361>
- 台湾行政院衛生署食品薬物管理局、市場で販売されている食品中の残留動物用医薬品の検査結果を公表
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510350369>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、内分泌かく乱物質に関する欧州連合戦略への科学技術的支援について意見書を提出
- <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510380475>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、新開発食品成分(NI)としてのオキアミ油の用途拡大認可について意見書を提出

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510850475>

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、新開発食品成分(NI)としてシベリアカラマツ(*Larix gmelinii*)由来のタキシフォリンの市場流通認可について意見書を提出

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510860475>

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、グリホサート耐性、アセト乳酸合成酵素阻害除草剤耐性遺伝子組換えダイズ 356043 の認可について意見書を提出

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510890475>

- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、2012年2月8日～9日に開催する「ナノ銀の健康リスク評価について」の会議の内容等の詳細を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03510940314>

- 台湾行政院衛生署、「雪蓮(*Saussurea involucrata*)組織培養物」を原材料とする食品について一日摂取上限量及び注意書きに関する草案を公表、意見募集を開始

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03511050361>

## **WHO 紀要**

Bulletin of the World Health Organization

Volume 90, Number 2, February 2011, 77-156

<http://www.who.int/bulletin/volumes/90/2/en/index.html>

(一部抜粋)

経済的評価対象となる予防介入を同定するためのリスク因子の優先順位付け

Prioritizing risk factors to identify preventive interventions for economic assessment

<http://www.who.int/bulletin/volumes/90/2/11-091470/en/index.html>

ニュージーランドにおける詳細な費用対効果分析を優先的に行うべきリスク因子について、WHOによる西太平洋地域の高所得国での分析結果と比較検討した。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室